

福岡県土地家屋調査士会「境界問題解決センターふくおか」 運営規程

(目 的)

第1条 この運営規程（以下「規程」という。）は、「境界問題解決センターふくおか」規則（以下「規則」という。）第50条の規定に基づき、「境界問題解決センターふくおか」（以下「本センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 本センターの事務局は、受付事務、連絡事務、送達事務、会計事務その他運営に関して必要な事務を処理し、手続実施記録その他保存すべき書類及びこれらを記録した電磁的記録を保管する。

(掲示及び公開)

第3条 本センターは、解決手続の業務の内容及びその実施の方法に係る事項について、見やすいように事務所に書面で掲示し、掲示事項を記載した書面を事務所の窓口に備え置くものとする。

2 規則及びこの規程に定める事項は、その書面を事務所の窓口に備え置き、又はこれらの事項をコンピューターの映像面で利用者が自由に閲覧できるようにするとともに、福岡県土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）のホームページで公開する。

(備付け書類等)

第4条 次に掲げる書類は、本センターの事務局に備える。

- (1) 運営委員名簿
 - (2) 相談・調停員候補者名簿
 - (3) 手続の当事者に対する説明書
 - (4) 調停申立書等の各種書式・様式
 - (5) 相談申出書受付簿及び調停申立書受付簿
 - (6) 調査等依頼書
 - (7) 期日簿
 - (8) 相談記録及び期日調書
 - (9) 送達報告書写し
 - (10) 会計帳簿
 - (11) その他本センターの事業の実施について必要な書類
- 2 前項の書類の様式の制定及び変更は、運営委員会で定める。

(受 付)

第5条 本センターの受付時間は、毎週月曜日から金曜日の午前10時から12時まで、午後1時から4時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日まで、8月13日から8月15日まで及び調査士会の総会の開催日等で調査士会が特に定める日を除く。

- 2 (削 除)
- 3 (削 除)

4 (削 除)

(相談・調停員候補者の選任)

第6条 (削 除)

(候補者名簿の確認)

第7条 センター長は、相談・調停員候補者について欠格事由の該当の有無を定期的を確認し、当該候補者名簿の正確性の確保に努めるものとする。

(担当調停員の委嘱)

第8条 担当調停員として選任された調停員候補者は、規則で定める他特別の支障がある場合を除き、受任を拒んではならないものとする。

2 センター長は、選任した担当調停員に対して、申立ての受理及び相手方の応諾の状況を説明し、関係書類を添えて、調停の実施を委嘱するものとする。

(秘密の保持等)

第9条 相談・調停員、運営委員、調査士会の役員、調査員、鑑定実施員等及び本センターの事務に従事する事務職員は、本センターに係る秘密を保持する旨の誓約書を提出しなければならない。

2 調査士会の役員、運営委員及び相談・調停員候補者は、調停の実施に当たっては規則第30条の2の規定を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(保存書類の管理等)

第10条 (削 除)

2 (削 除)

(謄 写)

第11条 調停合意書の謄写請求書には、次に掲げる事項を記載して本センターの事務局に提出し、別に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称及び住所（代理人を定めたときは、代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理権を証する書面）
- (2) 請求者が一般承継人であるときは、その身分を証する書面
- (3) 謄写を請求する理由及び使用目的

2 センター長は、調停合意書の謄写の請求者の適格性に疑義があり、秘密が漏洩するおそれがあると認めるときは、これを拒否するものとする。

(苦情の処理)

第12条 苦情の申立ては、書面による申立てに限り受け付けるものとする。

2 苦情処理委員会は、指名された委員の互選により委員長を選出し、委員会を運営する。

3 苦情処理委員会は、苦情申立ての内容を調査し、苦情処理の方法について審議するものとする。

4 委員長は、苦情処理の方法の審議が終了したときは、速やかに、運営委員会に報告しな

ければならない。

(相談員及び調停員の報酬)

第13条 担当調停員等に支払う日当及び報酬は、別表1のとおりとする。ただし、成立報酬については、調停合意書に解決額として示される経済的利益の額、事件の難易度、開催した回数、期日外の準備その他の調査等を勘案して、運営委員会の協議を経て10万円の範囲内で増額することができる。また、委員が出張する際は、別表2を基準として手当に加算することができる。

2 (削除)

(日当補償)

第14条 予定された期日に当事者が出頭せず期日が開催されなかった場合において、担当調停員等が本センター内に待機したときは、当該相談員又は調停員に対し、期日手当を補償する。

(運営委員の日当)

第15条 運営委員に支払う日当及び旅費は、調査士会の旅費規程を準用する。

(受付事務への日当)

第16条 (削除)

(規程に定めのない事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、本センターの運営に当たって必要な事項は、運営委員会の決するところによる。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附則(施行期日)

この規程は、規則の施行の日(平成20年4月1日)から施行する。

附則(施行期日)

この改正規程は、平成22年6月1日から施行する。

附則(施行期日)

この改正規程は、平成22年8月4日から施行する。

附則(施行期日)(平成26年2月12日改正)

この改正規程は、平成26年6月1日から施行する。

附則(施行期日)

この改正規程は、平成27年3月10日から施行する。

別表 1

| 種 類 | 支 給 額 | |
|------|-----------------|----------|
| | 土地家屋調査士 | 弁護士 |
| 期日手当 | 10,000 円に交通費を加算 | 10,000 円 |
| 成立報酬 | 20,000 円 | 20,000 円 |

別表 2

| 出張先地名（福岡市基準） | 土地家屋調査士 | 弁護士 |
|------------------------|---------|---------|
| 福岡市及び隣接市町村 | 2,500 円 | 2,500 円 |
| 筑 豊 地 区 | 3,500 円 | 3,500 円 |
| 北九州市及び隣接市町村 並びに京築地区 | 5,000 円 | 5,000 円 |
| 久留米・大牟田等筑後地区 | 5,000 円 | 5,000 円 |
| 福 岡 県 外 | 協議による | 協議による |